

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	令和 7 (2025) 年度第 3 回みよし市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	令和 8 (2026) 年 1 月 3 0 日 午後 1 時30分～午後 2 時00分		
開 催 場 所	みよし市役所 2 階 2 0 2 会議室		
出 席 者	(会長) 酒井 喜市 (会長職務代理者) 島 典広 (委員) 大嶋 重彦、竹中 生子、永田 志麻、石井 大、芳賀 真 大澤 和貴、鈴木 政美、深谷 初美、竹谷 玲子 中島 伸介、柴本 大慈 (事務局) 木戸福祉部長、浅井福祉部次長、井川保険健康課長、 沼崎副主幹、野々山主任主査		
次 回 開 催 予 定 日	令和 8 (2026) 年 7 月開催予定		
問 合 せ 先	保険健康課国保担当 沼崎、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス kokuho@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審 議 経 過	1 あいさつ 2 協議事項 ・みよし市国民健康保険運営協議会答申について 3 報告事項 ・国民健康保険税賦課限度額の改正について ・軽減判定所得の軽減判定基準の変更について		
＜会議録＞ 井川保険健康課長	時間もまいりましたので、ただいまより「令和 7 年度第 3 回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。 一同ご起立をお願いします。 「一同、礼」ご着席ください。 では、会議を始めます。本日の会議は約 1 時間程度を予定しております。また、本運営協議会につきましては公開の会議となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに酒井会長より、あいさつをいただきたいと存じます。		

酒井会長	本日、委員の皆さま方におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 また日頃から、本市の国民健康保険に対してご理解を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 前回の第2回国民健康保険運営協議会の中で、一般会計からの法定外繰入の削減を図りながら、被保険者の急激な負担増にならないよう、今後3年をかけて県が示した標準保険税率に近付けていくという案で、令和8年度の税率案が承認されました。 前回県が11月に示した仮算定での標準税率を基に税率を設定していましたが、今月に本算定での標準保険税率が示されたようです。 前回の協議会の考え方を基本とした案を、事務局が示すそうです。また、本日は、この税率を含めた市長に提出する答申書の案についても内容確認を行い、委員の皆様には審議をお願いいたします。 なお、今回は令和7年度最後の協議会となる予定です。委員の皆様におかれましてはご協力ありがとうございました。今後ともみよし市の国民健康保険事業へのご協力をお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。
井川保険健康課長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることになりますので、酒井会長よろしくお願いします。
酒井会長	規定により議長を務めさせていただきます。 議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。 本日の出席者は、13名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、今委員会は成立しています。 はじめに、本日の議事録記名者の指名をいたしたいと存じます。 竹谷委員と中島委員を議事録記名者に指名しますのでお願いします。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課の野々山主任主査をお願いします。 それでは議事に入ります。 (次第2) 協議事項 の「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」、事務局より説明をお願いします。
沼崎副主幹	保険健康課、沼崎です。それでは、説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。 協議事項の「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」ですが、 前回の運営協議会において、ご決定いただきました令和8年度の国民健康保険税の改正案の内容につきましては、11月の仮算定での標準保険税率より算定させていただいておりましたが、今月愛知県から示された本算定の標準保険税率は、若干ではありますが変動がありました。その関係で、今回の答申(案)につきましては前回会議の決定事項に基づき一部、数値を調整して作成させていただきましたので、その内容につきましてご説明させていただきます。 お手元の資料A3の資料1からご覧ください。 まずは、一番上の表ですが過去3年間の改正状況をお示ししてお

ります。

次に、その下の３行の表ですが前回の運営協議会でお示しした「R 8 標準保険税率（R 7. 11 仮算定）」の下に、「R 8 標準保険税率（R 8. 1 本算定）」と「R 7 税率と R 8 標準保険税率との差」を追記したのになります。

表の右側にある黒塗りの部分、「①モデル世帯での年税額」をご覧くださいと、仮算定による税額は345, 000円、本算定による税額は355, 400円となり、本算定による税額と R 7 税率による税額との差は59, 300円になります。

次に、下の表をご覧ください。これは、前回の運営協議会でご承認いただいた、令和 8 年度から令和 1 0 年度までの 3 年間で税率改正を行う案を採用し、標準保険税率の本算定で計算したものとなります。

この運営協議会において毎年、運営についてご審議をいただき、令和 6 年度は令和 5 年度の答申と同様に、令和 1 0 年度までの 4 年間で税率改正をしていくこととしました。令和 7 年度においても、令和 1 0 年度までの 3 年間で税率改正を行うこととして、今回の本算定における数値を前回会議でご承認いただいた案に反映して作成させていただきました。

表の右側にある、「①モデル世帯での年税額」をご覧くださいと、R 8 年度の税額は321, 100円となり、R 7 税率による税額との差は25, 000円になります。

次に、本日お配りした、資料 1 別紙をご覧ください。先程、各税率によるモデル世帯での年税額をお伝えしましたが、こちらの資料に沿って、仮算定から本算定に変わったことによる影響面についてご説明いたします。

「モデル世帯の課税例」ということで、まず、前提条件として、モデル世帯は、課税基準所得が 1 5 0 万円、被保険者 2 人、内訳として、4 0 歳以上 6 5 歳未満が 1 人、4 0 歳未満が 1 人としします。

次に税率比較表です。①と②は、県が示す標準保険税率で、①は「R 8 標準保険税率（R 7. 1 1 仮算定）」、②は「R 8 標準保険税率（R 8. 1 本算定）」の数字です。また、③と④は、前回の運営協議会でご承認いただいた、令和 8 年度から令和 1 0 年度までの 3 年間で税率改正を行う案を採用したもので、③は「R 8（R 7. 1 1 仮算定時）」、④は「R 8（R 8. 1 本算定時）」の数字です。この①から④までの税率を基に、モデル世帯の条件で算出した税額が、下の表の「課税後のモデル世帯比較表」になります。前提条件として、所得割は、賦課基準所得の 1 5 0 万円、均等割は医療分が 2 人、後期分は 2 人、介護分は 1 人、子ども分は 2 人で計算され、平等割は 1 世帯で計算されます。

課税後のモデル世帯比較表をご覧ください。①「R 8 標準保険税率（R 7. 1 1 仮算定）」と②「R 8 標準保険税率（R 8. 1 本算定）」の、モデル世帯の年税額、表の右側 1 列目の数字になりますが、それぞれ345, 000円、355, 400円で、本算定では仮算定より 10, 400円増額となっております。

また、③「R 8（R 7. 1 1 仮算定時）」と④「R 8（R 8. 1 本算定時）」のモデル世帯の年税額は、それぞれ317, 100円、321, 100円で、本算定では仮算定より 4, 000円増額となっております。

この、増額した要因としては、様々な要因がありますが、一番大きな理由は、診療報酬改定率の引き上げです。報酬改定率は令和 8 年度から全体で 3. 0 9 % の引き上げが決定されました。診療報酬が増額となれば、医療費が上がるため、医療費の財源の一つである保険税を引き上げる要因となります。

	結果として、令和８年度の課税額は前回の運営協議会でお示した課税額より増額となりますが、御理解いただきますようお願いいたします。 以上の内容を踏まえて、令和８年度については、昨年度の答申に沿って令和１０年までの３回で均等に負担増をお願いしていく案を作成させていただきました。 次に、郵送でお送りした資料に戻ります。資料２をご覧ください。今年度の答申案をご説明いたします。 令和７年７月２５日付で市長から、令和８年度みよし市国民健康保険税のあり方について諮問がありましたので、その諮問についての運営協議会の答申案となります。 運営協議会の結論としましては、令和８年度の国民健康保険税のあり方については、税率の改正が必要なこと、また、改正幅については、先程の(案)程度とすることが適当としております。 その理由は愛知県から示される標準保険税率はここ数年高いものとなっており、愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字が発生した市町村は、単年度での赤字の解消が困難な場合は、保険税を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努める。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進める。」とされており、平成３０年度以降、税率改正を進めてきました。令和５年度及び令和６年度の運営協議会の答申では、「令和１０年度までを目途に、段階的に税率改正していく。」としており、今回の答申においても令和５年度及び令和６年度の答申を踏まえ、税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていく必要があるため、令和７年度の答申による令和８年度の税率は、３年をかけて標準保険税率に近づけるものとするのが適当と判断しました。と述べさせていただいております。 また、来年度以降に影響する附帯意見としましては、今後も安定的な国保財政運営を図るために、意見を４つ掲げています。内容は昨年度と同様となっております。 このように、「みよし市国民健康保険税のあり方について」の答申書案を作成いたしましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。 以上、説明とさせていただきます。
酒井会長	事務局より説明いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申（案）について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。 審議内容が多いため、資料で区切って意見をお願いしたいと思います。まず資料１について、ご意見いかがでしょうか。
鈴木委員	この資料や事務局からの提案について異議はないが、年金のみの生活で苦しい人も多い。保険税率を上げる方向性は理解できるが、段階的値上げの配慮は引き続きお願いしたい。
酒井会長	税率を上げていくことは、生活に影響が及ぶということは委員の皆さまはご承知いただいていると思います。来年度以降も急激な上昇に配慮しながら皆様と審議していきたいと思います。
島職務代理者	みよし市の国民健康保険税は、ここ毎年のように税率が上がってきているが、どこまで税率が上がるのかそういった見込みはあるか。
沼崎副主幹	どこまで上がるかは、県から示される標準保険税率がどうなるか

	によりますが、事務局としては国の政策や動向にも左右されるため、現時点での見通しがつきかねます。
島職務代理者	保険税の算定については、こういった算定のプロセスになるのか。
浅井福祉部次長	保険税は県単位化ということで、愛知県で算定している。県の場合、県でどれだけ医療費を使うかという全体の費用の見込み算出して、県内の市町村から納付金を納めてもらい、その納付金を納めてもらうために必要な税率を算定して、標準保険料率を市町村に提示している。
酒井会長	元々、みよし市が他市町と比較して、低い水準で税率を設定していた。県の示す標準保険税率まで上げていけば、今後の上昇幅は緩やかになると思われる。
鈴木委員	今後、資料として県の医療費がどれくらいかかっていて、どんな基準で算定しているのか、市町村毎にどれくらいの税率を示されているか等の資料としてあれば示してほしい。
浅井福祉部次長	みよし市は、医療費指数といって、身近に医療機関があるか、医療費が高いか等を考慮した指数が高くそれが納付金や標準保険税率に反映されている。現在は市町村毎にそれぞれ標準保険税率が定められているが、近い将来は県下全ての市町村で税率を統一していくという話もあります。元資料として、県全体で医療費が総額でいくらかかるか等が示された資料もあるので、来年度以降はそういった資料も示して皆様に議論していただくように努めていきます。
酒井会長	資料1について、その他のご意見いかがでしょうか。 （意見なし）では、資料2答申書（案）について、数字のこと、言い回しのことなどどんなことでも結構ですので、よろしかったですか。 ご意見、ご質問等無いようでしたら、ご審議いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申書（案）について」、原案を承認することでご異議はありませんか。 ご異議のない方は挙手をお願いします。 （全員挙手）では、全員賛成ということで協議会としての意見とさせていただきます。 以上で協議事項についての審議を終了します。 その他につきまして、事務局より何かございましたらお願いします。
沼崎副主幹	その他の事項といたしまして、今回ご承認いただきました答申書にかかる今後の予定を申し上げておきたいと思います。 答申書につきましては、近く、酒井会長に市長へ提出していただくこととなっております。 そして、これに基づき作成しました「みよし市国民健康保険税条例の改正案」を3月に開会されます令和8年第1回みよし市議会定例会に上程し、可決されますと、正式に改正ということとなりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
酒井会長	ただ今、事務局から答申書にかかる今後の予定についての説明がありました。質問、ご意見等ありましたらお願いします。 （意見なし）

沼崎副主幹	特になければ、先ほどの説明に従って進めていただくこととします。 以上で本日の予定を全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる審議を賜り、まことにありがとうございました。 報告事項 について事務局より説明申し上げます。 国民健康保険税賦課限度額の改正についてご報告いたします。 厚生労働省は令和８年度に国民健康保険税の全体の賦課限度額を３万円引き上げる提案をし、「令和８年度税制改正の大綱」の閣議決定をもって正式に引き上げが決定しました。 引き上げ額は、医療分が１万円の増額で６７万円となっています。 これで医療分（６７万）、後期分（２６万円）、介護分（１７万円）を合わせて賦課限度額は１１０万円となり、それに加えて子ども・子育て支援金課税分の限度額が３万円となる予定です。本市においても国の定める賦課限度額を採用しているため国の法改正等に準じて改正する予定です。 また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を現行の３０万５千円から３１万円に引き上げ、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を現行の５６万円から５７万円に引き上げとなっています。 こちらについても同様に改正する予定です。以上です。
井川保険健康課長	ここで福祉部長よりお礼の言葉を申し上げます。
木戸福祉部長	委員の皆様、本日も協議事項に対し、ご審議いただきありがとうございました。 今年度につきましても市長から諮問があり、国民健康保険制度が複雑で難しいなか、国民健康保険加入者にとって重要な案件を審議し、答申を作成していただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。 今後は、事務局からも説明がありましたとおり、今回の答申案を基に２月に答申、令和８年第１回みよし市議会定例会に上程していくこととなります。 委員の皆様におかれましては、今年度最後の審議会ということで感謝を申し上げ、私からのお礼のあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。
井川保険健康課長	以上をもちまして「令和７年度第３回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。 令和７年度の国保運営協議会の全体での会議は今回で終了とさせていただきます。一年間大変お世話になりました。あらためて感謝申し上げます。ありがとうございました。 一同、ご起立をお願いします。 「一同、礼」 ありがとうございました。

本協議会議事録確認者の記名について

議事録記名者 _____ 竹谷 玲子 _____

議事録記名者 _____ 中島 伸介 _____